

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年5月29日
【会社名】	株式会社テイツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 久志 岡山市北区今村650番111
【本店の所在の場所】	(同所は登記上の本社所在地であり、実際の業務は下記にて行っており ます。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目1番1号住友五反田ビル5F
【電話番号】	03-(5719)-4580(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤原 克治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年5月27日開催の当社第23期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき110円 配当総額 56,732,280円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年5月28日

第2号議案 定款一部変更の件

全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年9月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度の採用について変更を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役に堀久志、荒井薫、藤巻淳一、大谷真樹、鍋嶋智紀の5名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役に小松泰夫、近藤麻紀の2名を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役北村清人に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたします。その金額、時期及び方法等につきましては監査役の協議に一任するものであります。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

平成25年2月28日をもって廃止した役員退職慰労金制度について、取締役堀久志、荒井薫、関本慎治、寺田勝宏、大谷真樹の5名、及び監査役武田由隆、平田修、中山泰章の3名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、平成25年2月28日までの在任期間を対象とする退職慰労金を打切り支給いたします。

その金額、支給方法等は、取締役に 대해서는取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成率	決議結果
第1号議案	350,358個	3,450個	0個	(注)1	99.02%	可決
第2号議案	352,081個	1,727個	0個	(注)2	99.50%	可決
第3号議案				(注)3		
堀久志	352,185個	1,623個	0個		99.53%	可決
荒井薫	349,225個	4,583個	0個		98.70%	可決
藤巻淳一	349,212個	4,596個	0個		98.69%	可決
大谷真樹	349,744個	4,064個	0個		98.84%	可決
鍋嶋智紀	349,274個	4,534個	0個		98.71%	可決
第4号議案				(注)3		
小松泰夫	348,664個	5,144個	0個		98.54%	可決
近藤麻紀	348,941個	4,867個	0個		98.62%	可決
第5号議案	347,914個	5,889個	0個	(注)1	98.33%	可決
第6号議案	350,190個	3,618個	0個	(注)1	98.97%	可決

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から、議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以上